

はじめに

千葉県には600万人を超える県民が暮らしています。平成20年における住宅総数は、271万7千戸に対して、世帯数は235万8千世帯となっており、住宅戸数は充足していますが、県南部を中心に空き家率20%以上の市町村が存在します。さらに全国2位のスピードで高齢化が進んでおり、住宅を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

千葉県では、「住生活基本法」に基づき、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする「千葉県住生活基本計画」を平成19年3月に策定し、県民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進してまいりました。この計画は、原則として5年ごとに見直しを行うこととされており、策定後の社会経済情勢の変化や国の住宅政策の動向等を踏まえ、昨年度から改定作業を進め、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする「第2次千葉県住生活基本計画」を本年2月に策定しました。

第2次計画では、『豊かな地域社会の実現』、『良質な住宅ストックの形成』、『良好な居住環境の形成』、『住宅市場の環境整備』、『住宅セーフティネットの確保』、『地域特性に応じた施策の展開』という6つの目標を掲げており、これに沿って施策を展開していきます。そして、県民をはじめ、県、市町村、更には事業者、NPO等の多様な主体が、連携・協働を行うことにより豊かな住生活をみんなで実現していくことを目指しています。

また、昨年の中日本大震災により、千葉県も甚大な被害を受け、被災者の方々に、応急仮設住宅、県営住宅等を提供しました。今後とも、災害時の迅速な住宅供給体制の整備に努めてまいります。

本書は、千葉県の住宅事情と住宅政策を取りまとめたものですが、これにより当課の業務を御理解いただくとともに、資料として御活用いただければ幸いです。